

公布された条例のあらまし

◇警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 警察署の管轄区域

奈良市の区域内の町の区域及びその名称を変更したことに伴い、奈良県奈良西警察署の管轄区域を次のとおり改めることとした。

中登美ヶ丘四丁目 ↓ 中登美ヶ丘四丁目 中登美ヶ丘五丁目

2 施行期日

平成二十五年一月十五日から施行することとした。